

議案第 21 号

飛騨市医療体制整備基金条例の一部を改正する条例について

飛騨市医療体制整備基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 26 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

市内医療・福祉機関等の専門職の確保体制を強化するための改正

飛驒市医療体制整備基金条例の一部を改正する条例

飛驒市医療体制整備基金条例（平成24年飛驒市条例第26号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

飛驒市医療・福祉体制整備基金条例

第1条中「、飛驒市看護師等修学資金貸与条例」を「及び飛驒市看護師等修学資金貸与条例」に改め、「及び飛驒市民病院等看護職員就職準備資金貸付規則（平成24年飛驒市規則第10号）（以下「貸与条例等」という。）」を削り、「事業」の次に「並びに医療・福祉に関する専門人材に就職準備資金を貸与するものとして規則で定める事業」を加え、「飛驒市医療体制整備基金」を「飛驒市医療・福祉体制整備基金」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

資料

飛騨市医療体制整備基金条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p><u>飛騨市医療体制整備基金条例</u> (設置)</p> <p>第1条 飛騨市医師養成資金貸与条例（平成24年飛騨市条例第24号） <u>飛騨市看護師等修学資金貸与条例</u>（平成24年飛騨市条例第25号） <u>及び飛騨市民病院等看護職員就職準備資金貸付規則</u>（平成24年飛騨市規則第10号）（以下「貸与条例等」という。）の規定に基づく資金を貸与する事業</p> <p>_____に要する資金を積み立てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、<u>飛騨市医療体制整備基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>以下 略</p>	<p><u>飛騨市医療・福祉体制整備基金条例</u> (設置)</p> <p>第1条 飛騨市医師養成資金貸与条例（平成24年飛騨市条例第24号） <u>及び飛騨市看護師等修学資金貸与条例</u>（平成24年飛騨市条例第25号） _____の規定に基づく資金を貸与する事業<u>並びに医療・福祉に関する専門人材に就職準備資金を貸与するものとして規則で定める事業</u>に要する資金を積み立てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、<u>飛騨市医療・福祉体制整備基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>以下 略</p>

飛騨市医療体制整備基金条例の一部を改正する条例（案） 要旨

1 改正の趣旨

不足する市内医療機関、介護サービス事業所、保育所等での医療・福祉の専門有資格者の確保が地域の課題として浮かび上がっている中、U・Iターンによる人材の呼び戻し・流入、潜在有資格者の掘り起こし等を推進していく必要がある。そこで、医療体制整備のために市民病院及び市の診療所の医師や看護師の確保のための各種施策に資する貸与資金として運用している本基金について、地域包括ケア体制整備推進を背景に、医師又は看護師のみならず他の医療技術専門職から介護、保育等福祉の分野の専門職までも対象として扱える基金に拡充するため本条例を改正する。

2 改正の内容

本運用基金について、市直営の医療機関に就職する看護師に対する就職準備資金の貸与として活用している部分について、これを市内の医療機関・介護サービス事業所、保育園へ就職する人材まで貸与できるようその対象を広げるため、題名及び設置目的の規定を改正する。

3 施行日 平成30年4月1日